



ご利用ください
北檜山職業相談室での
取り扱いについて

雇用保険受給手続きから認定・給付まで、ご本人の申し出により八雲出張所で取り扱いができますのでご利用ください。

また、お仕事に関するご相談を派遣日以外でも随時行っておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、2月・3月の函館公共職業安定所職員の北檜山職業相談室派遣日は、次のとおりです。

◎日時

- ・4月20日 困 午後1時～午後5時
- ・4月21日 困 午前9時～正午
- ・5月18日 困 午後1時～午後5時
- ・5月19日 困 午前9時～正午

【問合せ】 北檜山職業相談室

☎ 4・5724

【問合せ】 ハローワーク函館

☎ 0138・26・0735

【問合せ】 ハローワーク八雲

☎ 01376・2・2509

お気軽にご相談を

登記相談所

開設のお知らせ

函館地方法務局今金出張所の廃止に伴い、現在、司法書士の方々がボランティアで「登記相談所」を開設し、登記に関する各種相談に応じていただいているところです。(月1回程度)

相談を希望される場合は、事前に相談希望日の担当となる司法書士へ直接電話にてご予約をお願いいたします。

◎相談にあたる司法書士

- ・井上正範 ☎ 01377・2・5325
- ・成田英雄 ☎ 01376・5・5607

・佐々木長芳 ☎ 01376・3・2703

◎開設時間／午前10時～正午

◎会場／やすらぎ館

◎相談所開設日(4月～5月)

・4月19日 困 (佐々木)

・5月17日 困 (井上) ※審判部

【問合せ】 役場総務町民課

☎ 7・3311

お気軽にご相談を

函館地方裁判所

受付相談のご案内

裁判所では、法律的な問題を抱え、紛争の解決に悩んでいる方々に対し、紛争解決の手続きなどに関する「受付相談」を各裁判所窓口で行っています。また、毎月1回瀬棚町に出張しての受付相談を行っています。

他人との金銭的なトラブル、土地や建物に関するトラブルなどの民事関係の紛争、夫婦や親子に関する問題とか相談に関わる問題などの家事関係の紛争など、どのような内容でもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、相談は予約受付により函館の裁判所の方が月1回第2

水曜日に出張してきますので、相談を受けた方は、毎月第1金曜日までに函館裁判所に電話で予約申し込みしてください。

◎相談日

・毎月第2水曜日(午後1時30分から午後4時30分まで)

◎相談場所

・やすらぎ館(研修室)

◎予約方法

・電話で相談日の前の週の金曜日までに「受付相談の予約」である旨告げて申込みください。(土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

◎相談担当者

・函館地方、家庭、簡易裁判所の裁判所書記官

【問合せ先】 函館地方裁判所

☎ 0138・42・2151

電話帳をリサイクル!

回収します!

古い電話帳
NTT東日本では地球にやさしい電話帳づくりをめざして、古い電話帳を回収して新しい電話帳用紙へリサイクルを行う

ています。

新しい電話帳(5月中旬頃からお届け予定)をお届けした際に、古い電話帳を配達員にお渡しください。また、不在などでお渡しいただけなかったときは、タウンページセンターまでご連絡ください。後日お取りします。皆様のご協力をお願いします。



YOSAKOIリーラ♪
瀬棚気合一本!!

私たちと一緒に踊ってみませんか?瀬棚町のYOSAKOIチーム「瀬棚気合一本!!」では、現在メンバーを大募集しています。今年も新曲を引っさげて札幌大会(今年は6月11日・12日)に参加する予定です。やる気のある方ならどなたでも大歓迎!興味があれば見学だけでもOK!

練習日時 毎週月・水・金曜日 午後7時より
練習会場 瀬棚町児童会館

【問合せ先】 小泉裕敬(瀬棚町商工会 ☎7-3435) 増田和彦(役場教育委員会事務局 ☎7-3322)

消費税及び地方消費税は「消費者からの預かり金」ともいえる税です。定められた期限までに申告・納付をお願いします。

戸籍の窓口

KOSEKI NO MADOGUTI



ご結婚おめでとう

佐藤 靖行さん (本町8区)
山口百合恵さん (本町10区)

おくりやみ申し上げます

○佐藤 藤子さん (92) 三杉荘

(2月15日から3月14日まで届出)

事業主の皆さまへ

平成17年度 労働保険年度更新の申告・納付期限は

5月20日(木)まで

申告・納付は最寄の労働基準監督署または北海道労働局及び金融機関、郵便局へ提出してください

函館労働基準監督署

人口と世帯

	3月末現在 (前月比)
人口	2,699人 (-37)
男	1,292人 (-16)
女	1,407人 (-21)
世帯	1,145世帯 (-15)

**【ご注意ください】
高齢者の雇用制度
などが改正されました**
高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されました。

【改正の内容】
◎65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化(平成18年4月1日から施行)
定年(65歳未満のものに限り(ます)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65

いします。
◎タウンページセンター
・受付時間/午前9時~午後8時(土曜・祝日は午後5時まで、日曜日は休み)
問合
☎0120・506・309

歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引上げ ②継続雇用制度導入 ③定年の定め(高年齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。
ただし、事業主は、労使交渉により②の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づき制度を導入したときは、②の措置を講じたものとみなします。

◎雇用等による高年齢離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化(平成16年12月1日から施行)
事業主都合の解雇等により離職することとなっている高年齢者等(45歳以上65歳未満)が希望するときは、事業主は、当該高年齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等再就

職に資する事項や再就職援助措置等を記載した書面(求職活動支援書)を作成し交付しなければなりません。
◎労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化(平成16年12月1日から施行)
事業主は、労働者の募集及び採用をする場合に、やむを得ない理由により上限年齢(65歳未満のものに限る)を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。
改正内容については、それぞれ詳しく書かれたリーフレットが公共職業相談所にあります。
問合 北海道労働局職業対策課
☎011・709・2311

総務町民課戸籍年金係からのお知らせ

担当：浜登幸恵

平成17年度がスタート!
国民年金の手続きで何か忘れていませんか?



平成17年度も始まり、人生の大きな節目を迎える時期ですね。この時期は、国民年金の手続きについていろいろ確認することが多い時期ですよ。次の例に該当する方は忘れず届出してくださいね。

- ＊夫(妻)が会社を退職するという方→今まで夫(妻)に扶養され第3号被保険者に該当していた方は、第1号被保険者に変更の届出が必要です。
- ＊就職などが決まり年金手帳が必要となる方→年金手帳は就職にかかわらず、さまざまな年金手続きに必要です。紛失した方は再交付の手続きを。お手元にあるかどうか一度確認も。
- ＊16年度学生納付特例制度により保険料の免除を受け、進級した方→一度申請したから卒業するまで該当しているはずと思いませんか? 17年度分は新たに申請が必要です。

そのほかにも、「これはどうしたらいいのだろうか?」と思ったことがあれば戸籍年金係までお問い合わせください。私たちもお手伝いしますので、自分の年金は自分で守っていきましょう。

国民年金保険料は期限内に納めましょう!